

令和7年10月6日

都道府県情報政策担当課 御中
同 標準化対象事務担当課 御中
市区町村情報政策担当課 御中
同 標準化対象事務担当課 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
地方業務システム基盤チーム

標準準拠システムから出力される納付書に係るバーコード読取テストの省力化について

平素より、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた取組に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

コンビニ収納実施団体においては、収納代行事業者等との契約等に基づき、適宜バーコード読み取りテストを依頼するものと承知してはいますが、この度、収納代行事業者及びコンビニエンスストア等運営会社（以下「運営会社」という。）の負担軽減のため、当庁並びに収納代行事業者6社及び運営会社8社との間で、下記のとおりバーコード読取テスト（以下「読取テスト」という。）の省力化に係る調整を行いました。

つきましては、省力化の趣旨をご理解の上、読取テストの依頼に当たっては下記の方針を踏まえた依頼としていただき、読取テストの負担軽減にご協力いただくようお願いいたします。

記

1 調整済みの収納代行事業者6社

読取テストの省力化に係る方針の①から④について調整済み

地銀ネットワークサービス株式会社、株式会社電算システム、りそな決済サービス株式会社
読取テストの省力化に係る方針の④についてのみ調整済み

株式会社NTTデータ、三井住友カード株式会社、三菱UFJニコス株式会社

2 調整済みの運営会社8社

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、
ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社セイコーマート、山崎製パン株式会社、
株式会社しんきん情報サービス

3 読取テストの省力化の方針

① 「納付書の紙質」、「納付書の出力プリンタ」、「バーコード生成に用いたプログラム」の組み合わせが、過去に読取テストに合格した納付書から変更がない場合は、読取テストを不要とする。

- ② ①によらず読取テストを行う場合においても、複数の税料科目において「納付書の紙質」、「納付書の出力プリンタ」、「バーコード生成に用いたプログラム」の組み合わせが同一の場合、発行枚数の最も多い納付書1種類について読取テストを行うこととし、その他の納付書については読取テストを不要とする。
- ③ プリンタについては、機種ごとに読取テストを行うこととし、個体ごとの読取テストは不要とする。
- ④ 全ての運営会社で読取テストは行わず、収納代行事業者と運営会社で以下の割り振りを行い、割り振られた運営会社のみで読取テストを行う。

収納代行事業者	割り振られた運営会社
地銀ネットワークサービス株式会社	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社N T Tデータ 株式会社しんきん情報サービス	株式会社ローソン
株式会社電算システム	株式会社ファミリーマート
りそな決済サービス株式会社	山崎製パン株式会社
三菱UFJニコス株式会社	ミニストップ株式会社
三井住友カード株式会社	株式会社セイコーマート

4 その他

- ・様式確認等については、別途行うことがある。詳細は収納代行事業者に確認すること。
- ・方針に係る細部について疑義が生じた場合は、適宜収納代行事業者と調整すること。

5 適用開始日

令和7年10月6日

以上

【連絡先】

デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）付

地方業務システム基盤チーム

山本、千葉、渡辺、小田

電話 03-6891-1270

メールアドレス hyojunka_ikoshien@digital.go.jp